

## 第 3 章

# 重点事業と計画の推進

---

第 1 節 ライフステージ別重点事業

第 2 節 計画の推進

## 第1節 ライフステージ別重点事業

### 1. ライフステージ

人は、出生から就学・就労を経てリタイアするまでの間、人生の節目節目で生活が大きく変わります。障がいのある人にとっても同様に、ライフステージが変化するときには、必要な支援やサービスも変化します。

そこで、障がいのある人の一生を“乳幼児期・児童期・青年期・成人期・高齢期”の5つのステージに区分し、それぞれの時期に必要な事業を重点事業として設定します。

### 2. 重点事業

第2章で設定した基本事業の中から、ライフステージに応じた重点事業を選定・推進することで、年齢やライフステージ・ライフスタイルに応じて、いきいきと充実した生活が送れるよう支援します。

#### 〈I〉 乳幼児期（胎児・新生児から就学前まで）

1. 妊産婦及び乳幼児について、心身の健康管理による疾病予防を進めます。
2. 障がいの早期発見・早期対応と、地域での療育指導体制の整備・充実を行います。
3. 家族への支援も含めた相談支援を実施します。

基本目標の区分	ライフステージ別重点事業
保健・医療の充実	1-1 健康診査事業（母子保健）
	1-2 乳児家庭全戸訪問事業
	1-3 乳児保健指導事業
	1-4 乳幼児育成指導事業
地域生活支援の充実	2-8 相談支援事業
	2-17 日中一時支援事業
教育・育成の推進	3-1 障がい児保育(保育所・幼稚園)
	3-4 障がい児支援体制の構築
	3-5 障がい児通所支援の充実
社会参加の促進	5-6 障がい児の参加する生涯学習事業
住みよいまちづくり	6-2 公共的施設のバリアフリー化
	6-13 障がい者理解についての啓発・広報の推進

## 〈Ⅱ〉 児童期（小学校入学から中学校卒業まで）

1. 交通事故やスポーツ事故等の不慮の事故防止や、いじめや不登校等から引き起こされるこころの病の予防に努めます。
2. 普通学校における特別支援学級等の設置や、施設のバリアフリー化等により、受け入れ態勢を充実します。
3. 福祉のこころを育成する教育や、障がいのある子と障がいのない子との交流教育を進めます。

基本目標の区分	ライフステージ別重点事業
保健・医療の充実	1-9 こころの相談事業
	1-11 スクールカウンセラー配置
地域生活支援の充実	2-8 相談支援事業
	2-17 日中一時支援事業
教育・育成の推進	3-4 障がい児支援体制の構築
	3-5 障がい児通所支援の充実
	3-9 通級指導の実施
	3-10 特別支援学級
	3-12 福祉教育・交流教育の実施
社会参加の促進	5-6 障がい児の参加する生涯学習事業
住みよいまちづくり	6-2 公共的施設のバリアフリー化
	6-13 障がい者理解についての啓発・広報の推進

### 〈Ⅲ〉 青年期（高校入学から25歳頃まで）

1. 学校生活から社会生活へステージが大きく変化する中、不慮の事故や薬物依存の防止とともに、こころの病の予防を行います。
2. 障がいのある子の進学や就労について、関係機関と連携を強化しながら卒業後の生活を支援します。
3. 充実した地域生活が送れるよう、障がい者理解の推進を図りながら、通所事業所や余暇活動等の受け入れ態勢を充実します。

基本目標の区分	ライフステージ別重点事業
保健・医療の充実	1-9 こころの相談事業
	1-10 うつ病等広報・啓発
地域生活支援の充実	2-3 地域自立支援協議会の運営
	2-6 障がい福祉サービスの給付
	2-8 相談支援事業
	2-17 日中一時支援事業
雇用・就労の支援	4-1 障がい者雇用制度の普及・啓発と雇用に対する理解の促進
	4-2 障がい者就労支援事業所等における受注と雇用の促進
社会参加の促進	5-1 障がい者スポーツ・レクリエーション教室開催等事業
	5-4 文化・スポーツ活動における合理的配慮の普及・啓発
	5-8 情報のバリアフリー化の推進
住みよいまちづくり	6-2 公共的施設のバリアフリー化
	6-6 災害時要援護者支援体制の構築
	6-10 障がい者の虐待防止
	6-12 障がい者団体等活動支援
	6-13 障がい者理解についての啓発・広報の推進

#### 〈Ⅳ〉 成人期（25歳頃から64歳まで）

1. 将来、障がいを持つことにならないよう、健康診断の実施により生活習慣病等の予防・早期発見を行うとともに、こころの病の予防を行います。
2. 働きざかりで障がいを持つことになった人に対しては、障がい福祉サービスによる自立訓練や就労訓練をとおして、日常生活や職場への復帰を支援します。
3. 相談支援事業の活用により、居住の場の確保や就労支援等、障がいのある人の自立生活を支援します。

基本目標の区分	ライフステージ別重点事業
保健・医療の充実	1-5 成人保健健康診査事業
	1-6 成人保健指導事業
	1-9 こころの相談事業
	1-10 うつ病等広報・啓発
地域生活支援の充実	2-3 地域自立支援協議会の運営
	2-6 障がい福祉サービスの給付
	2-8 相談支援事業
	2-17 日中一時支援事業
雇用・就労の支援	4-1 障がい者雇用制度の普及・啓発と雇用に対する理解の促進
	4-2 障がい者就労支援事業所等における受注と雇用の促進
社会参加の促進	5-1 障がい者スポーツ・レクリエーション教室開催等事業
	5-4 文化・スポーツ活動における合理的配慮の普及・啓発
	5-8 情報のバリアフリー化の推進
住みよいまちづくり	6-2 公共的施設のバリアフリー化
	6-6 災害時要援護者支援体制の構築
	6-10 障がい者の虐待防止
	6-12 障がい者団体等活動支援
	6-13 障がい者理解についての啓発・広報の推進

〈V〉 高齢期（65歳以上）

1. 要介護状態になることを予防するため、健康診断の実施による疾病の早期発見とともに、こころの病の予防を実施します。
2. 生きがいや楽しみを向上させる文化・スポーツ・レクリエーション活動への参加を進めます。
3. 65歳以上の人は介護保険制度の対象となるため、障がい福祉サービスとの連携・調整を行い、適切なサービス提供により地域での生活を支援します。

基本目標の区分	ライフステージ別重点事業
保健・医療の充実	1-5 成人保健健康診査事業
	1-6 成人保健指導事業
	1-9 こころの相談事業
	1-10 うつ病等広報・啓発
社会参加の促進	5-1 障がい者スポーツ・レクリエーション教室開催等事業
	5-4 文化・スポーツ活動における合理的配慮の普及・啓発
	5-8 情報のバリアフリー化の推進
住みよいまちづくり	6-2 公共的施設のバリアフリー化
	6-6 災害時要援護者支援体制の構築
	6-12 障がい者団体等活動支援
	6-13 障がい者理解についての啓発・広報の推進

## 第2節 計画の推進

### 1. 計画の推進体制

計画の確実な推進をめざし、事業実施の進捗状況を点検・評価するために、次の機関を設置します。

#### ◇障がい者プラン推進委員会

推進委員会は、市議会議員、学識経験者、福祉関係団体代表（当事者を含む）、市関係代表によって構成され、障がい者プランの進捗状況の点検・評価を行うとともに、適宜、改善策を協議します。

#### ◇障がい者プランワーキングチーム

ワーキングチームは、推進委員会の補助機関として、庁内の障がい者プラン関連部署の代表によって構成されます。

### 2. 事業の評価

障がい者プランのうち、「障がい者計画」において設定した「ライフステージ別重点事業」について、年次ごとに進捗状況の点検・評価を行います。

まず、障がい者プランワーキングチームにおいて、必要な調査・検討を踏まえて第一次評価を行い、その結果をもとに、障がい者プラン推進委員会において最終評価を行います。

また、「基本事業」については、ワーキングチームの各委員がその担当するものについて、市の行政評価システムに準じて事業評価を行います。

なお、「障がい福祉計画」（第4章参照）における障がい福祉サービス等の見込量、地域生活や一般就労への移行状況については、地域自立支援協議会へ諮り、必要な対策を実施します。

### 3. 基本目標の評価

本プランでは、基本理念『ともに暮らし ともに輝くために』のもと、施策推進の“道標”として6つの基本目標を定めています。これら基本目標についての評価は、本プランの最終年度（平成28年度）に実施することとし、次期計画策定に向けた見直しの根拠とします。

なお、今回実施した「障がい者アンケート」から把握できた「現状値」をもとに、最終年度における「目標値」を以下のとおり設定します。

基本目標	主な施策の項目	平成23年 現状値	平成28年 目標値
保健・医療の充実	*「こころの病」の予防・支援対策	37.7%	45%
	*保健・医療・福祉などのネットワーク	53.2%	60%
地域生活支援の充実	*福祉サービス等の相談体制	59.2%	65%
	*福祉サービスの利用しやすさ	55.0%	60%
教育・育成の推進	*障害児の教育・育成（全体）	45.6%	55%
	*障害児の教育・育成（障害児）	28.6%	40%
雇用・就労の支援	*雇用の場・就労の場の確保	30.7%	35%
	*職業訓練・職業能力の開発	34.7%	40%
社会参加の促進	*情報保障・コミュニケーション支援	40.0%	45%
	*月に1回程度以上の外出者割合	91.1%	95%
住みよいまちづくり	*障害者理解についての啓発・広報	50.5%	60%
	*バリアフリーのまちづくり	37.8%	45%
総 合	*身近な人の障害者「理解度」	53.5%	70%
	*まちの「住みよさ度」	64.8%	70%

## 第4章

# 第3期障がい福祉計画

---

- 第1節 計画策定の基本指針
- 第2節 障がい福祉サービス及び相談支援の見込み
- 第3節 地域生活支援事業等の見込み

## 第1節 計画策定の基本指針

### 1. 計画の策定

障がい福祉計画は、障害者自立支援法に基づき、また、厚生労働大臣の定める「基本的な指針」（※19）に従って策定するものです。これにより、障がい者及び障がい児（以下、障がい者等）が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、また、必要な福祉サービスが地域において計画的に提供されるよう、その体制を確保することをめざします。

今回は、第1期計画（平成19年度～20年度）及び第2期計画（平成21年度～23年度）に続く第3期計画として、新たに平成24年度から平成26年度までの数値目標等を設定します。

### 2. 計画策定の基本的な指針

計画の策定にあたっては、「基本的な指針」に定める基本的理念及び基本的考え方に従って、数値目標やサービスの提供体制確保の方策等を設定します。

#### (1) 基本的理念

平成23年7月成立の改正障害者基本法における基本的理念（※20）を踏まえつつ、次の3つの事項について配慮することを計画策定の理念とします。

- ① 自立と社会参加を図るために、障がい者等の自己決定と自己選択を尊重
- ② サービスの実施主体である市町村への三障がい（身体・知的・精神）に係る制度の一元化によるサービスの充実
- ③ 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

#### (2) 障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

計画の基本的な理念を踏まえて数値目標を設定するうえで、次に掲げる点に配慮します。

- ① 訪問系サービスの充実を図り、その提供を保障
- ② 希望する障がい者等に日中活動系サービスの提供を保障
- ③ グループホーム等の充実を図り、施設入所・入院から地域生活への移行を推進
- ④ 福祉施設から一般就労への移行を推進

※19 「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成18年厚生労働省告示。平成23年12月27日改正告示）

※20 基本的理念：すべての国民が障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重され、障がい者等の自立と社会参加が確保されるものであること

### (3) 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

障がい者等が地域生活を送るうえでは、適切なサービス利用を支える相談支援体制を築くことが不可欠であるため、次に掲げる点に配慮します。

- ① 相談支援の担い手の確保
- ② 「基幹相談支援センター」を設置し、地域自立支援協議会の運営を含めた相談支援体制の整備

## 3. サービスの数値目標の設定にあたって

「基本的な指針」では、必要な障がい福祉サービスの量を見込むにあたって、第1期及び第2期における実績を踏まえたうえで、平成26年度を目標年度として、次の2項目について数値目標を設定することとしています。

- (1) 福祉施設に入所している障がい者については、平成17年10月1日時点の入所者数の3割以上が地域生活へ移行することをめざすとともに、平成26年度末の入所者数を、同時点より1割以上削減することを基本とする。
- (2) 福祉施設から就労移行支援事業等を通じて、平成26年度中に一般就労に移行する人を、平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上となることをめざす。また、平成26年度末における福祉施設利用者のうち、2割以上が就労移行支援事業を利用するとともに、就労継続支援事業の利用者のうち3割はA型事業（雇用契約を結んで就労支援を行うもの）の利用をめざす。（ただし、地域にA型事業所が少ないことから、本市においてはA型事業の利用にかかる目標値は定めず、現状にあった見込み量を設定することとする。）

## 第2節 障がい福祉サービス及び相談支援の見込み

### 1. 施設入所者の地域生活への移行と就労支援

「基本的な指針」に従い、平成26年度末における福祉施設の入所者数及び地域移行者数、並びに一般就労への移行者数を次のとおり設定します。

#### (1) 施設入所者の地域生活への移行

項 目	数 値	備 考
基準時点の入所者数 A	86人	平成17年10月1日
目標値：Aの3割が移行 B	26人	平成26年度末
現時点までの実績 C	14人	平成22年度末
今後の移行者数	12人	B - C

平成17年10月1日時点の施設入所者数は86人で、平成22年度末までに14人が地域生活へ移行しています。今後目標達成のため、更に12人の地域移行を進めます。

また、施設入所者数については、平成23年度末時点で79人を見込んでいます。そこで、新たに福祉施設に入所する人をケアホーム等での対応が難しい、真に入所が必要な人としたうえで、目標年度における施設入所者数を、指針に従い、「Aの1割（9人）減の77人」とします。

#### ◇地域移行者のサービス利用の見込み◇

平成26年度末までに、26人が施設を退所して地域生活に移行することを目標とするうえで、受け皿となる居住と日中活動のサービスが必要です。平成22年度までに退所した14人のうち、9人がグループホーム又はケアホームに入居しています。また、日中活動の利用内訳として、生活介護3人、自立訓練1人、就労移行又は継続支援6人、地域活動支援センター等4人となっています。

今後、目標年度までに更に12人の地域移行をめざしますが、居住のサービスとしてケアホーム等の利用を、また、日中活動については生活介護（10人）、自立訓練（1人）、就労移行支援（1人）の利用を見込みます。

## ●地域移行者のサービス利用の見込み

	居 住				左の日中活動の状況					
	施設 入所	旧法 入所	グループ ホーム・ケア ホー ム	在宅	生活 介護	自立 訓練	就労移 行支援	就労継 続支援	地域活動 支援セン ター等	旧法
平成17年10月1日時 点の入所者 A	86		—	—	—	—	—	—	—	—
①Aの平成22年度末 の利用状況	62	10	9	5	57	2	8	5	4	10
②Aの平成26年度末 の利用状況	60	0	21	5	67	3	9	5	4	0
③平成26年度末まで の地域移行者の状況	—	—	26		13	2	6	1	4	—

## (2) 福祉施設から一般就労への移行

項 目	数 値	備 考
平成26年度中の目標値	4人	福祉施設から一般就労へ移行 する人の数

一般就労への移行については、障がい者雇用の理解・啓発を進めながら、平成26年度中に4人が、福祉施設での就労移行支援事業等を経て一般就労することをめざします。この目標を達成するため、県の福祉及び労働部局、ハローワークなどの関係機関と連携していきます。なお、平成17年度から平成23年度（※平成24年1月末現在）までの間に一般就労に移行した人は4人です。

## 2. 指定障がい福祉サービス量等の見込み

### (1) 指定障がい福祉サービス及び指定地域相談支援・指定計画相談支援の見込み

目標年度である平成26年度までの各年度の指定障がい福祉サービス量を、下表のとおり見込みます。数値を見込むにあたっては、サービスの支給決定者数や現に利用している人の数、一人あたりの利用量を考えに入れながら、これまでの実績により設定することを各サービスに共通する視点とします。

#### ●指定障がい福祉サービス量及び指定相談支援の見込み

区 分		単位	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
1. 訪問系サービス	1 居宅介護	人	39	34	45	50	55
		時間	881.5	647.5	900	1,000	1,100
	2 重度訪問介護	人	2	2	3	4	4
		時間	1,040	1,202.5	1,800	2,400	2,400
	3 同行援護	人			7	8	10
時間				70	80	100	
4 行動援護	人	0	0	0	0	1	
	時間	0	0	0	0	30	
5 重度障がい者等包括支援	人	0	0	0	0	1	
	時間	0	0	0	0	200	
2. 日中活動系サービス	6 生活介護	人	72	88	98	105	112
		人日	1,465	1,836	2,156	2,310	2,464
	7 自立訓練(機能訓練)	人	2	1	1	1	1
		人日	39	17	22	22	22
	8 自立訓練(生活訓練)	人	16	11	14	17	21
		人日	220	165	224	306	420
	9 就労移行支援	人	36	41	52	58	65
		人日	584	657	884	1,044	1,235
	10 就労継続支援(A型)	人	0	0	1	2	2
		人日	0	0	22	44	44
11 就労継続支援(B型)	人	52	66	82	102	128	
	人日	861	893	1,476	1,836	2,304	
12 療養介護	人	0	0	3	3	3	
	人日	0	0	93	93	93	
13 短期入所	人	17	13	15	17	20	
	人日	167	103	150	170	200	
3. 居住系サービス	14 グループホーム	人	9	12	15	18	21
	15 ケアホーム	人	17	26	35	44	54
	16 施設入所支援	人	64	76	79	78	77
4. 相談支援	17 相談支援	人/年	2	1			
	18 計画相談支援	人/年			192	224	255
	19 地域移行支援	人/年			9	9	10
	20 地域定着支援	人/年			3	5	5

注① 単位：「人」は月間の実利用者数、「時間」「人日」は月間延べ量。ただし、相談支援は年間の実利用者数

注② 平成22年度及び23年度は当該年度の10月の実績

### 〈1. 訪問系サービス〉

表中、1から5までの「居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障がい者等包括支援」については、障がい者数の増加や高齢化に対応し、自立した生活を支える不可欠のサービスとして、今後も年々増加するものと見込みます。なお、「同行援護」は、平成23年10月に新設されたもので、重度の視覚障がい者の中で、制度新設まで居宅介護（通院介助）や移動支援事業を利用していた人の実績からサービス量を見込みます。

### 〈2. 日中活動系サービス〉

「6生活介護」や「8自立訓練（生活訓練）」は、入院中の精神障がい者の地域移行後の利用もあわせて見込みます。また、「9就労移行支援」及び「11就労継続支援（B型）」は、これまでも着実に利用が増えており、加えて特別支援学校高等部の卒業生の進路としての利用も見込まれます。

「12療養介護」は、病院において医学的管理のもと日常の介護を受けるもので、児童福祉法の改正により、それまで18歳を超えて児童の医療型施設に入所していた人（いわゆる加齢児）が、平成24年度から障害者自立支援法の対象となるため、この改正による対象者の利用を見込みます。

### 〈3. 居住系サービス〉

福祉施設を退所して地域生活への移行をめざす人のほか、入院中の精神障がい者の地域移行者数を念頭に置き、居住の場として「15ケアホーム」の利用を見込みます。また、「16施設入所支援」においては、最終年度の入所者数の目標（77人）を達成する過程として、年度ごとの見込み量を設定します。

### 〈4. 相談支援〉

「18計画相談支援」は、サービスを利用するすべての人を対象に「サービス等利用計画」を作成するもので、各サービスの実利用者数をもとに見込みます。「19地域移行支援」は、入所・入院している人について、退所・退院後に地域生活に円滑に移行できるよう支援計画を作成するもので、地域移行の目標値をもとに見込みます。また、「20地域定着支援」は、退所・退院後の地域生活を支援するもので、地域移行者の利用を見込みます。

見込み量については、いずれの相談支援も、年間の実利用者数を見込んで設定します。

## (2) 指定障がい福祉サービス及び指定地域相談支援・指定計画相談支援の実施と見込み量の確保

### 〈1. 訪問系サービス〉

「1 居宅介護」・「2 重度訪問介護」は、6 事業所（※平成23年10月現在の市内の事業所数。以下同じ）がサービスを提供しています。引き続き必要なサービス量が確保できるよう、事業所に対して働きかけを行うとともに、近隣市町村にある事業所の広域的な利用も進めます。

また、「3 同行援護」については、サービス提供体制を確保するため、既存の事業所に対して、制度の趣旨と必要性の啓発、立ち上げ支援等の働きかけを行います。

### 〈2. 日中活動系サービス〉

「6 生活介護」及び「8 自立訓練(生活訓練)」は、それぞれ1 事業所が実施、「9 就労移行支援」・「11 就労継続支援(B型)」は5 事業所が実施しており、うち1 事業所は「就労継続支援(A型)」を併設しています。また、「13 短期入所」は、4 事業所で受け入れています。

「12 療養介護」は医療機関で実施されるもので、利用が見込まれる対象者に対しては、事業の指定を受けた病院においてサービスを提供します。

年々増加する利用者に対応するため、各事業所の定員に対する利用者の割合や、近隣の事業所の利用状況に注意を向けながら、必要なサービス量の供給確保に努めます。

### 〈3. 居住系サービス〉

「14 グループホーム」は7 か所、「15 ケアホーム」は3 か所、「16 施設入所支援」は1 か所、それぞれ設置されています。特にグループホーム及びケアホームは、地域移行者の居住の場として今後も需要が見込まれるため、空き状況や入居待機者の動向について、随時、事業所と情報の共有を図ります。

### 〈4. 相談支援〉

障害者自立支援法の改正により、平成24年度から相談支援の一層の充実が図られることにともない、相談支援事業所の確保と充実が課題となります。

「18 計画相談支援」では、すべてのサービス利用者を対象として「サービス等利用計画」を作成します。この事業を行う「指定特別相談支援事業所」は、市が事業所の指定を行うため、指定にあたっては「質」と「量」の両面に配慮しながら、事業所を確保します。

一方、「19 地域移行支援」及び「20 地域定着支援」では、県の事業所指定による「指定一般相談支援事業所」において相談支援が提供されます。円滑な地域移行や緊急時の対応等において、適切で手厚い支援体制が望める事業所を確保します。

## 第3節 地域生活支援事業等の見込み

### 1. 地域生活支援事業の見込み

#### (1) 地域生活支援事業の見込み

地域生活支援事業の事業量を、下表のとおり見込みます。

#### ●地域生活支援事業の実施の見込み

区 分		単位	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度		
必 須 事 業	1. 相談支援 事業	相 談 支 援 事 業	か所	3	3	3	3	3	
		基幹相談支援センター	有・無	/	/	有	有	有	
		相談支援機能強化事業	有・無	有	有	有	有	有	
	2. 成年後見制度利用支援事業		利用者	0	1	1	1	1	
	3. コミュニ ケーション 支援事業	手 話 通 訳 者 ・ 要約筆記者派遣事業	利用者	4	3	4	5	5	
		4. 日常生活 用具給付等 事業	介護・訓練支援用具	件数	2	1	1	1	1
	自立生活支援用具		件数	11	9	10	10	10	
	在宅療養等支援用具		件数	1	1	2	2	2	
	情報・意思疎通支援用具		件数	6	10	7	7	7	
	排泄管理支援用具		件数	803	836	911	993	1,082	
	5. 移動支援事業		利用者	37	30	32	35	38	
			延時間	3,008	3,240	3,840	4,200	4,560	
	6. 地域活動支援センター		市内	か所	1	1	1	1	1
				利用者	56	50	52	54	55
			市外	か所	3	3	3	3	3
利用者				23	30	33	36	40	
任 意 事 業	7. 日中一時支援事業		利用者	55	75	60	65	70	
			延日数	2,075	3,150	2,880	3,120	3,360	

※ 平成23年度は、年度末までの見込み

※ 「6 地域活動支援センター」欄中、「市外」のセンターは水戸市（1か所）及びひたちなか市（2か所）

## (2) 地域生活支援事業の実施と見込み量の確保

### 〈1. 相談支援事業〉 〈2. 成年後見制度利用支援事業〉

市内の1事業所及び広域利用の2事業所において、一般的な相談に加え、専門的職員を配置した相談支援の機能強化事業を実施します。また、「指定一般相談支援事業所」へは「基幹相談支援センター」としての業務を委託します。これにより、地域における総合的な相談業務や地域自立支援協議会の運営のほか、障がい者の権利擁護のための成年後見制度利用支援や虐待防止などの実施拠点を確保します。

### 〈3. コミュニケーション支援事業〉

茨城県聴覚障害者福祉センター「やすらぎ」に手話通訳者や要約筆記者の派遣を委託し、聴覚や言語に障がいのある人の社会参加を支援します。また、手話通訳者・要約筆記者の養成研修について、センターと連携して実施します。

### 〈4. 日常生活用具給付等事業〉

用具の種類ごとに、対象要件に照らして適切に給付等を実施します。また、用具の取り扱い事業者に対しては、給付基準にあった規格により商品を提供するよう随時指導を行い、公費負担の適正化に努めます。

### 〈5. 移動支援事業〉

障がい者等の社会参加や活動を促進するうえで重要な事業であり、利用者数は横ばいでも一人あたりの利用時間は増加しています。必要なサービス量を提供できるよう、委託事業所を確保します。

### 〈6. 地域活動支援センター〉

市立の1センター及び広域利用の3センターが、障がい者の身近な居場所として受け入れを実施しています。創作活動などの余暇活動だけではなく、センターの機能強化として、社会適応訓練や医療・福祉・地域の連携、障がいに対する理解・啓発などの事業の実施が求められており、雇用・就労が困難な障がい者の地域生活の場となるよう、サービス内容の一層の充実を働きかけます。

### 〈7. 日中一時支援事業〉

障がい児の「学童保育」としての利用については、平成24年度から改正児童福祉法による「放課後等児童デイサービス」に移行します。これに係る利用者の減少を考慮して、これまでの実績によりサービス量を見込みます。障がい者等の介護を地域で支えるためにも、

今後とも利用の増が見込まれるため、サービスの必要量を提供できるよう、引き続き事業所の確保を行います。

## 2. 障がい児通所支援の見込み

平成24年度から、障がい児の通所支援は児童福祉法に一本化されます。これにより、障害者自立支援法に基づく本計画においては策定の対象外となりますが、障がい児についても、今後のサービス見込み等についてあわせて定めることとします。

### (1) 児童発達支援及び放課後等デイサービスの見込み

障害者自立支援法による「1 児童デイサービス」は、新制度のもとで、未就学児が通所する「2 児童発達支援」と、就学児が通所する「3 放課後等デイサービス」として支援が継続されます。これまでの実績を踏まえ、目標年度までのサービス量を下表のとおり見込みます。

#### ●障がい児通所支援の見込み

	区 分	単位	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
1	児童デイサービス	人	48	51			
		人日	393	491			
2	児童発達支援	人			19	21	22
		人日			228	252	264
3	放課後等デイサービス	人			43	46	50
		人日			645	690	750

注① 1は障害者自立支援法によるサービス。2及び3は児童福祉法によるサービス

注② 単位：「人」は月間の実利用者数、「人日」は月間延べ日数

注③ 平成22年度及び23年度は当該年度の10月の実績

### (2) 指定障がい児通所支援事業所及び指定障がい児相談支援事業所の確保

障害者自立支援法に基づく児童デイサービス事業所が、そのまま改正児童福祉法による「児童発達支援事業所」及び「放課後等デイサービス事業所」とみなされるため、既存の市内3事業所でサービスを提供します。また、地域の中核的・専門的な療育支援機関として設置される「児童発達支援センター」を活用し、保育所や幼稚園等の障がい児を預かる施設への援助・助言を実施します。

障がい児が通所サービスを利用するにあたっては、「障がい児支援利用計画」を作成します。利用計画の作成や専門的な相談支援を実施する機関として、市の指定により「障がい児相談支援事業所」を確保します。

